



はじめに・・・

「住み慣れた家で暮らしたいけど・・・」「家族で見てあげたいけど・・・」「独居なので心配・・・」など、さまざまな思いをお持ちの皆様が、数ある特別養護老人ホームを選ばれることは、とても難しい事だと思います。「周辺の環境や雰囲気」「食事内容」「スタッフ」その他、ご不安に思われることがたくさんおありでしょう。

ライフサポートひめじの介護では、「我々は、共に共感、触れ合い、支え合う家族です」を介護理念として掲げ、ユニットケアという手法を取り入れ、より質の高い介護の提供をしています。

また、「家族」という絆を大切にし、入居者様を御家族様と共に支え合っていくという観点から、心休まる安心した生活の場を作っていくことを目指しております。

★特別養護老人ホーム ライフサポートひめじ概要表

1. 施設の名称	特別養護老人ホーム ライフサポートひめじ
2. 開設年月日	平成 16 年 6 月 1 日
3. 入所定員	70 人
4. 施設所在地	姫路市城東町竹之門 6 番地 (電話 0 7 9 - 2 2 2 - 5 6 0 0)
5. 施設の地理的状況	世界文化遺産の姫路城を間近で眺めることの出来る住宅地に立地し利便性に恵まれた環境のもと幼稚園や小学校、中学校が隣設されているので交流しやすい環境にあります。
6. 構造並びに設備の概要	(1) 敷地面積 2 8 7 3 . 1 9 m ² (2) 鉄筋コンクリート造 4 階建 (3) 個室面積 1 5 . 0 0 m ²
7. 運営方針	(1) 入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。 (2) 全室が個室で、入居者 1 0 名で 1 グループのユニットケアを行っています。

★居室の概要

居室総数：70 部屋（全室個室）

電動介護ベット	サイドキャビネット	収納棚	暖房便座トイレ	ナースコール
洗面化粧台	テレビ端子	煙探知機	電話端子	床頭台

※危険物は持ち込み不可

☆入居までの流れ

お問い合わせ：まずは、お電話ください。ご見学希望等の日程調整を行います。



ご見学・ご相談：当施設のケアマネージャーが施設のご案内やご相談に応じます。

※ご見学時の注意

- ①入居者様のお部屋はプライバシーの関係でお見せできません。ショートステイの空き部屋のみのご見学となります。
- ②浴室のご見学は、入居者様使用時には、見学できません。
- ③個人情報を守る観点から、ご見学時にお知り合いの方が当施設におられたとしてもお声を掛けないようにしてください。また、施設外への個人情報の持ち出し等は固くお断りいたします。



申し込み：当施設専用の申し込み用紙にご記入の上、当施設ケアマネージャーもしくは事務員におわたしください。ケアマネージャーが相談員に申し込み用紙を渡し、入所判定委員会にて入居の順番を決めるための準備をいたします。



入所判定委員会：入所の順番については、不透明性や不公正をなくす為に、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の入所コーディネートマニュアルを基本として決定いたします。緊急性を重視し、特養独自の基準を設ける入所判定基準規定です。入所の必要性・緊急性を判断する評価基準を設け、各評価基準について、評価を行い、I群（一番緊急性の高いグループ）・II群・III群の順にグループ分けをして入居の順番の決定をします。同一グループ内の優先順位は、申込順としています。

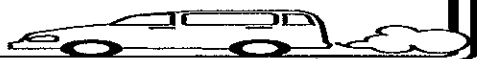


ご連絡：申し込まれ、入所判定委員会にて入居の順番を決めます。その後、入所が決定するまで、連絡はありません。入所連絡以外の連絡があるとすれば、近況確認の連絡のみです。



入所の判断：入居の順番が来たと連絡があれば、入居の判断をご本人様とご家族様のご協議の上、ご判断していただきます。その旨を当施設の生活相談員にご連絡してください。

施設見学やご相談は、お気軽にご連絡ください。



ライフサポートひめじ 入所利用料金表 (1割負担)

《第4段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 1割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	634	47	13	19	5	15	13	1	4	44	1,660	2,794	5,249	157,470	
要介護2	701	47	13	19	5	15	13	1	4	48	1,660	2,794	5,320	159,600	
要介護3	773	47	13	19	5	15	13	1	4	53	1,660	2,794	5,397	161,910	
要介護4	840	47	13	19	5	15	13	1	4	56	1,660	2,794	5,467	164,010	
要介護5	907	47	13	19	5	15	13	1	4	60	1,660	2,794	5,538	166,140	

☆「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「31円」「112円」)になりますが、本計算のため1日当たりに換算しています。

《第3段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 1割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	634	47	13	19	5	15	13	1	4	44	650	1,310	2,755	82,650	
要介護2	701	47	13	19	5	15	13	1	4	48	650	1,310	2,826	84,780	
要介護3	773	47	13	19	5	15	13	1	4	53	650	1,310	2,903	87,090	
要介護4	840	47	13	19	5	15	13	1	4	56	650	1,310	2,973	89,190	
要介護5	907	47	13	19	5	15	13	1	4	60	650	1,310	3,044	91,320	

☆「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「31円」「112円」)になりますが、本計算のため1日当たりに換算しています。

《第2段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 1割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	634	47	13	19	5	15	13	1	4	44	390	820	2,005	60,150	
要介護2	701	47	13	19	5	15	13	1	4	48	390	820	2,076	62,280	
要介護3	773	47	13	19	5	15	13	1	4	53	390	820	2,153	64,590	
要介護4	840	47	13	19	5	15	13	1	4	56	390	820	2,223	66,690	
要介護5	907	47	13	19	5	15	13	1	4	60	390	820	2,294	68,820	

☆「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「31円」「112円」)になりますが、本計算のため1日当たりに換算しています。

《第1段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 1割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	634	47	13	19	5	15	13	1	4	44	300	820	1,915	57,450	
要介護2	701	47	13	19	5	15	13	1	4	48	300	820	1,986	59,580	
要介護3	773	47	13	19	5	15	13	1	4	53	300	820	2,063	61,890	
要介護4	840	47	13	19	5	15	13	1	4	56	300	820	2,133	63,990	
要介護5	907	47	13	19	5	15	13	1	4	60	300	820	2,204	66,120	

☆「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「31円」「112円」)になりますが、本計算のため1日当たりに換算しています。

※段階表示について

第4段階	年金266万円超の者
第3段階	年金80万円超266万円以下の者
第2段階	年金80万円以下の者
第1段階	生活保護受給者

※高額介護サービス費について

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,440円(世帯)
世帯内で市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方	15,000円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給されている方	15,000円(個人)

◎ 所属する世帯が市町村民税非課税であること

月々の介護サービス費の1割負担の合計額が上記の表中の金額を超えた場合にその差額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。

ライフサポートひめじ 入所利用料金表 (2割負担)

《第4段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 2割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	1268	94	25	37	10	29	25	2	8	88	1,660	2,794	6,040	181,200	
要介護2	1402	94	25	37	10	29	25	2	8	96	1,660	2,794	6,182	185,460	
要介護3	1546	94	25	37	10	29	25	2	8	106	1,660	2,794	6,336	190,080	
要介護4	1679	94	25	37	10	29	25	2	8	112	1,660	2,794	6,475	194,250	
要介護5	1813	94	25	37	10	29	25	2	8	120	1,660	2,794	6,617	198,510	

★「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「61円」「223円」)になりますが、本計算のため1日当りに換算しています。

《第3段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 2割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	1268	94	25	37	10	29	25	2	8	88	650	1,310	3,546	106,380	
要介護2	1402	94	25	37	10	29	25	2	8	96	650	1,310	3,688	110,640	
要介護3	1546	94	25	37	10	29	25	2	8	106	650	1,310	3,842	115,260	
要介護4	1679	94	25	37	10	29	25	2	8	112	650	1,310	3,981	119,430	
要介護5	1813	94	25	37	10	29	25	2	8	120	650	1,310	4,123	123,690	

★「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「61円」「223円」)になりますが、本計算のため1日当りに換算しています。

《第2段階の方》

(単位:円)

要介護度	1日の利用料金											食費	居住費	合計	30日合計
	介護保険 2割負担金	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅱ2	精神科医 療養指導加算	栄養マネジ メント加算	個別機能 訓練加算	口腔衛生維持 管理体制加算	口腔衛生維持 管理加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ					
要介護1	1268	94	25	37	10	29	25	2	8	88	390	820	2,796	83,880	
要介護2	1402	94	25	37	10	29	25	2	8	96	390	820	2,938	88,140	
要介護3	1546	94	25	37	10	29	25	2	8	106	390	820	3,092	92,760	
要介護4	1679	94	25	37	10	29	25	2	8	112	390	820	3,231	96,930	
要介護5	1813	94	25	37	10	29	25	2	8	120	390	820	3,373	101,190	

★「口腔衛生維持管理体制加算」「口腔衛生維持管理加算」は、通常は1月単位の加算(「61円」「223円」)になりますが、本計算のため1日当りに換算しています。

※段階表示について

第4段階	年金266万円超の者
第3段階	年金80万円超266万円以下の者
第2段階	年金80万円以下の者
第1段階	生活保護受給者

※高額介護サービス費について

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,440円(世帯)
世帯内で市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方	15,000円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)

◎ 所属する世帯が市町村民税非課税であること

月々の介護サービス費の1割負担の合計額が上記の表中の金額を超えた場合にその差額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。